

基準 2 3 屋外消火栓設備の設置及び維持に関する基準

法令等に定める技術上の基準によるほか、次に定めるところによる。

- 1 ポンプを用いる加圧送水装置等は、基準 14、第 1 第 1 項の規定の例によること。
- 2 水源の有効水量の算定等は、基準 14、第 1、第 2 項及び第 3 項の規定の例によること。
- 3 配管等は、基準 14、第 1、第 4 項（第 2 号、第 3 号及び第 10 号を除く。）の規定の例によるほか、次によること。
 - (1) 単口形の屋外消火栓を設ける場合は、内径を 80 mm 以上双口形の屋外消火栓を設ける場合は、内径を 100 mm 以上とすること。
 - (2) 管の口径に対する流水量は、第 23-1 表によること。

第 23-1 表

管の呼び (mm)	管の許容水量 (L/min)
65 以上	350
100 以上	700

- 4 非常電源、配線等は、基準 14、第 1、第 5 項の規定の例によること。
- 5 耐震措置は、基準 14、第 1、第 6 項の規定の例によること。
- 6 屋外消火栓箱は、基準 14、第 1、第 7 項第 1 号から第 4 号までの規定の例によるほか、次によること。
 - (1) 屋外消火栓箱の上部又は屋外消火栓箱の扉表面の上端部に、取り付け面と 15 度以上の角度となる方向に沿って 10m 離れたところから容易に識別できる赤色の灯火を設けること。◆
 - (2) 雨水又はねずみ等が侵入できない構造のもので、かつ、通気口を設けたものであること。◆
 - (3) 扉は、容易に全開することができる構造のものであること。◆
- 7 屋外消火栓は、次によること。
 - (1) 地上式とし、かつ、ホース接続口（差込式で、口径が 65 mm のもの）が屋外消火栓箱の内部に格納されているものであること。◆
 - (2) 建築物の外壁に接して、出入口又は開口部付近に設けること。
 - (3) 令第 19 条第 3 項第 1 号及び第 2 号の「建築物の各部分」とは、建築物の 1 階部分の外壁又はこれに代わる柱等の部分（地上 1m 程度）をいうものであること。
 - (4) 大規模な工場等で、屋外消火栓を令第 19 条第 3 項第 1 号及び第 2 号の規定に基づき設置した場合において、当該防火対象物の中央部に生じる当該設備の有効範囲外の部分は、屋内消火栓設備を設置すること。★
- 8 ホース及び筒先は基準 14、第 1、第 8 項（後段を除く。）の規定の例によるほか、次によること。
 - (1) 1 の屋外消火栓につき、呼称 65、長さ 20m のホース 2 本以上及び筒先 1 本以上を、屋外消火栓箱に格納しておくこと。◆
 - (2) ノズルは、19 mm のスムーズノズルとし、「結合金具に接続する消防用接続器具の構造、性能等に係る技術基準について」（平成 5 年 6 月 30 日消防予第 197 号）の基準に適合する

ものとする。

9 標識等は、次によること。

- (1) 屋外消火栓箱の内部又はその直近の見やすい箇所に、屋外消火栓の使用方法を表示すること。
- (2) 「ホース格納箱」及び「消火栓」の表示は基準 39 によること。

10 消防用ホースの摩擦損失計算は、第 23-2 表によること。

第 23-2 表

ホースの摩擦損失水頭表（100mあたり） [単位m]

流量 (L/min)	呼称 種別	ホース呼称
		呼称 65 のホース
		平ホース
350		4